

避難区域の見直しの方針について

内 閣 府
原子力被災者生活支援チーム
平成 24 年 3 月

1. 避難区域等の設定について

- 避難区域等の設定は、放射線量の測定結果や、原子力発電所事故の収束状況を踏まえ、住民の健康と安全の確保に万全を期す観点から決定。
- 区域設定に際しては、原子力災害対策本部長が自治体等に対して指示を発出。

警戒区域

【区域内人口：約77,000(関係9市町村)】

- ◆ 福島第一原子力発電所半径20Km圏内について、住民の安全及び治安を確保するため、平成23年4月22日、警戒区域に設定し、区域内への立入りを原則、禁止。
- ◆ 住民の一時立入を実施。(一巡目：平成23年5月10日～9月9日、二巡目：平成23年9月19日～12月24日)

計画的避難区域

【区域内人口：約10,000(関係5市町村)】

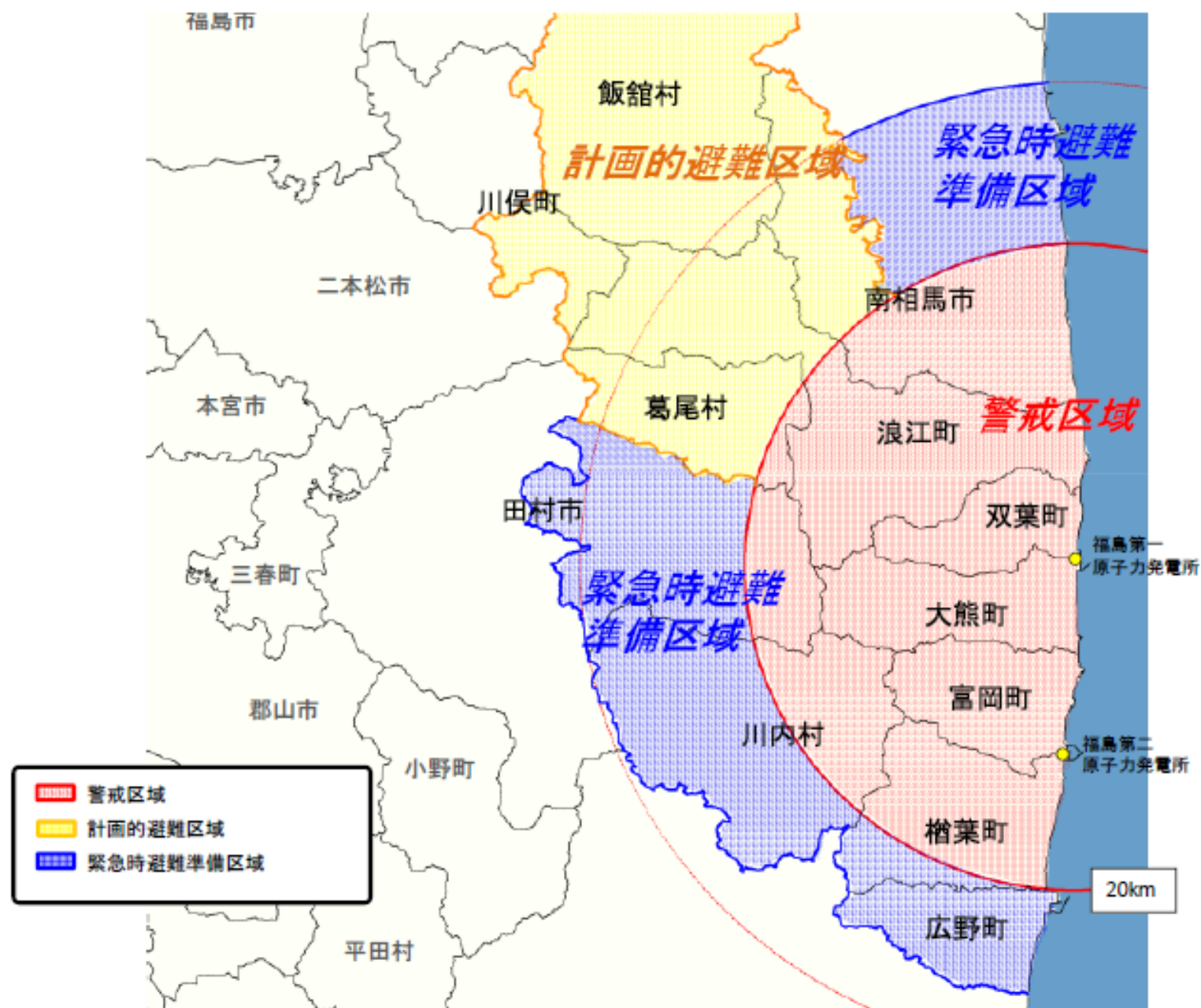
- ◆ 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域について、住民の健康への影響を踏まえ、計画的な避難を求める区域を設定(4月22日～)。
- ◆ 平成23年7月上旬に避難を完了。

旧 緊急時避難準備区域

【区域内人口：約59,000(関係5市町村)】<平成23年9月30日解除>

- ◆ 20km-30km圏内は、屋内退避指示を解除し、緊急時の避難等を求める区域を設定(平成23年4月22日～9月30日)。

警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域がある地域



2. 避難区域等の見直し(8月)

- 7月19日に、ステップ1の目標(「放射線量が着実に減少傾向である」状態)の達成を確認。
- 東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況を踏まえ、原子力災害対策本部において「避難区域等の見直しに関する考え方」を取りまとめ(8月9日)。

「避難区域等の見直しに関する考え方」のポイント

1. 緊急時避難準備区域は、対象市町村による復旧計画の策定を踏まえ、関係自治体とも緊密に相談した上で、区域の一括解除を行う。
※9月30日に原子力災害対策本部において、解除を決定。
2. 警戒区域及び計画的避難区域は、ステップ2が完了(冷温停止状態の達成等)した時点で、区域見直しについて検討を行うが、除染や生活環境の復旧に向けた取組は先行して行う。
3. 今後、相当長期にわたり住民の帰還が困難な区域(高線量地域及び原発サイト周辺)の存在が明らかになる場合には、地元自治体と長期的な復興対策の在り方について十分相談し、長期的な対応策を検討。
4. 放射性物質が拡散した地域における、放射線被害に対する根本的な対応が必要。
※「除染に関する緊急実施基本方針」を原子力災害対策本部にて決定(8月26日))

3. 避難指示区域等の見直しの考え方(12月)

- ステップ2完了により原子力発電所の安全性が確認されたことを受け、警戒区域及び避難指示区域の見直しを開始し、国としてまずは、基本的考え方を提示。
(参照)「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原災本部決定)
- 見直しに当たって発生しうる諸課題への対応や新たな区域の運用については、今後、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討。

1. 警戒区域の解除

- ◆ インフラの安全確認や防災・防犯対策などの準備を整え、早ければ平成24年4月を目指し、大きく遅れない一定期間後に解除する方向で県、市町村など関係者と協議。

2. 避難指示区域の見直し

- ◆ 現在設定されている避難指示区域(①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域)を一体的に見直し、速やかに県や市町村など関係者と協議を開始し、3月末を一つの目途に新たな避難指示区域の設定を目指す。

(1) 避難指示解除準備区域

(年間20ミリシーベルト以下)

- 除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す

(2) 居住制限区域

(年間20ミリシーベルト超)

- 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する

(3) 帰還困難区域

(5年間を経過してもなお、20ミリシーベルトを下回らないおそれ(現時点で50ミリシーベルト超))

- 長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していく

4. 計画的避難区域における例外的な事業継続基準①

- 計画的避難区域は、住民等に対して計画的に他の地域へ避難することを求めている区域であるため、原則として区域内における事業の継続は認めていない。
- ただし、生活基盤となる必要最小限の雇用維持等の理由により、市町村が事業継続を認める企業は、「事業継続基準」の遵守を前提に例外的に事業継続を認めている。

計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に市町村が満たすことが必要な事項【事業継続基準】

事業所に関する事項

- ◆ 付近の空間線量が毎時 $3.8\mu\text{ Sv}$ を大きく超えない。
- ◆ 鉄筋コンクリート又はこれに準ずる遮蔽能力を有する。
- ◆ 建物内の空間線量は、窓際や出入り口等の場所においても、毎時 $3.8\mu\text{ Sv}$ を十分に下回っている。

事業者に関する事項

- ◆ 従業員が受ける放射線量を最小限とするよう努める。
- ◆ 従業員が受ける放射線量が直近1年の間に 20 mSv (加えて、女性従業員については、計画的避難実施後の三月毎に 5 mSv)を超えないようにする。
- ◆ 従業員が妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内の事業所で就労させない。
- ◆ 複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、毎日、当該従業員が受けた放射線の量を記録し、事故発生時からの累積線量を計算し、月に一度、市町村に報告する。
- ◆ 従業員を自動車にて通勤させる。
- ◆ 下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
 - ①屋外での作業が可能な限り少なくなるよう、業務を実施させる、②土埃や砂埃が多いときには、窓を閉める、③埃等が少ないところでの喫煙、飲食等が可能な職場環境を提供する、④定期的に健康診断を受けさせる、⑤職場での滞在時間を可能な限り短縮する。
- ◆ 従業員に下記の事項を遵守させる。
 - ①履物を屋内と屋外で替える等、事業所内に汚染を持ち込まないための提案を行う、②屋外行動の際には、マスク、帽子及び手袋等を着用することで放射線物質の吸入及び汚染を防止する、③事業所に入所する際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。
- ◆ 従業員に対し放射線に関する知識、当該事業者における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、従業員から当該事業所での勤務についての同意書を書面で得るものとする。

4. 計画的避難区域における例外的な事業継続基準②

従業員に関する事項

- ◆ 妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者へ報告する。

市町村に関する事項

- ◆ 事業者による従業員が受ける放射線量を最小限にするための措置を支援するとともに、事業者が従業員の受ける放射線量を適切に管理するよう、指導を行う。
- ◆ 従業員が受けた放射線量に関する記録について事業者から報告を受けた場合、速やかに国及び県に報告する。
- ◆ 必要に応じて、事業者の従業員が受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するために、事業者に必要な事項に関する報告を求め、また事業者への立ち入り、又は必要な調査を行う。
- ◆ 直近1年の間に従業員が受けることが予測される放射線量が20mSvを超えた場合には、事業者に対して、当該従業員の受ける放射線量を低減するために必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- ◆ 直近1年の間に従業員が受けた放射線量が20mSvを超えた場合には、事業者に事業を停止するよう指示する。
- ◆ 女性従業員の計画的避難実施後の三月毎に受けた放射線量が5mSvを超えた場合には、事業者に事業を停止するよう指示することができる。
- ◆ 事業者の従業員の受ける放射線量の管理に不適切な点があった場合には、管理体制を改善する又は事業を停止するよう指示することができる。

計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に国及び県が実施する事項

国に関する事項

- ◆ 従業員が受けた放射線量に関する記録について、市町村から報告を受ける。
- ◆ 必要に応じて、屋外と屋内の空間線量率の計測及び屋内のダストモニタリング、被ばく評価を実施し、結果を県及び市町村に連絡する。
- ◆ 必要に応じて、市町村に対して、事業者の従業員の受ける放射線量の管理を改善するために、適切な措置を講ずるよう要請する。
- ◆ セミナーなどを通じて、事業者及びその従業員に対し、放射線に関する知識、リスク情報・健康への影響等に関する情報等を十分に提供する。

県に関する事項

- ◆ 従業員が受けた放射線量に関する記録について、市町村から報告を受ける。
- ◆ 必要に応じて、国が行うセミナーなど情報提供に協力する。

